

### 「サクラサイトのトラブル」 ～有料サービスに誘導～

#### 内容

2カ月前、間違いメールが届いた。大事なメールのようだったので相手が困るのではと思い返信したところ、「友達になってほしい」と頼まれメールのやりとりを始めた。相手は新人の男性俳優と名乗った。相手に誘導されサイトに登録し、サイトを通してのメールのやりとりをした。最初は無料だったが途中から有料になり、気付くと50万円以上支払っていた。だまされたのではないかと返金してほしい。(30代 女性)

#### 消費生活センターからのアドバイス

サイト業者に雇われた「サクラ」が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などに成り済まして、消費者のさまざまな気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトを「サクラサイト」と言います。このような「サクラサイト」にクレジットカードや電子マネーなどで多額のお金を支払ってしまったという相談が後を絶ちません。

きっかけは メールアドレスに直接届く迷惑メール 会員制交流サイト(SNS)へのメッセージの書き込み 内職・副業に関するサイトに登録後に届くメール 懸賞サイト、占いサイトなどに登録した後に届くメール などです。

サクラサイトの被害に遭わないためには、次の点に注意しましょう。

サイト利用のきっかけとなる迷惑メールなどには、絶対に返信しない。特に「お金をあげる」「タレントなどに会える」など、本当かどうか確認できないことを言って誘う相手とは、メール交換をしない。

登録や一定期間の利用が無料でも、途中から有料となるサイトも多い。有料となった時点で、やりとりの内容や相手が本当かどうか確認できない場合は、支払わない。

個人情報を求められても、絶対に教えない。

メールのやりとりや支払い記録などは、保存しておく。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります